

れいわ4ねん4がつ せいねんねんれい 18さい  
令和4年4月から、成年年齢が18歳になります。

せいねん けいやく  
成年としての「契約」について

もういちどかくにん  
もう一度確認しましょう。

18さい せいねん なにかわる  
18歳で成年になったら何が変わるの？

おや ほうていだりにん どうい えず さまざま けいやく ひとり おすべる  
**親（法定代理人）の同意を得ずに、様々な契約が一人で結べるよ**  
**うになります。** たとえば、あばーとかりる「クレジットカードをつくる」「ローン  
くんてじどうしゃ こうにゆう けいたいでんわ けいやく など  
を組んで自動車を購入する」「携帯電話の契約」等

ひとり けいやく けいやく まもるせき  
一人で契約できるってことは、**契約を守る責任がある**ってことだよな？  
もし、払えない契約をしてしまったらどうしたらいいの？

みせいねんしゃとりけしけん けいやく とりけす  
**これまでの、「未成年者取消権※1」によって、契約を取り消すことができまし**  
**たが、18歳になるとその権利は行使できなくなります。**

けいやく とらぶる あわない だいさんしゃ め たいせつ こうがく  
契約のトラブルに遭わないためには、**第三者の目は大切です。** 高額な  
かいもの しゃっしん けいやく まえ おや しゅうい ひと かならずそうだん  
買い物や借金の契約をする前に、**親や家族、周囲の人に必ず相談しましょう！**

※1未成年が法定代理人の同意を得ずに契約した場合は、取り消すことができる（民法5条2項）

けいやくなど とらぶる あって ふあん こまった  
もし、契約等で「どうしよう・・・」「トラブルに遭ってしまった！」など不安や困った  
こと  
事があつたら、まず相談機関に相談しましょう。

しょうひしゃ いやや  
**消費者ホットライン ☎(局番なし) 188**

ほう にほんしほうしえん おなやみなし  
**法テラス（日本司法支援センター）☎0570-078374**

成年になるから「契約」について、もう一度確認してみよう！

<関連情報>

せいふこうほう せいねんねんれい ひきさげ かんれんどうが  
○政府広報オンライン「成年年齢引き下げ」：関連動画

しょうひしゃちよう 18さい おとな とくせつペーじ わかもの おおいひがいじれいどう  
○消費者庁「18歳から大人」特設ページ：若者に多い被害事例等

ほうむしょう おとな みち まんがとクイズでかいせつ  
○法務省「大人への道しるべ」：マンガとクイズで解説

